

公立大学法人沖縄県立芸術大学が保有する公文書の写しの作成に要する
費用を定める規程

令和3年4月1日
沖芸大規程第46号

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。）第19条に規定する公文書の写しの作成に要する費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(公文書の写しの作成に要する費用)

第2条 条例第19条に規定する公文書の写しの作成に要する費用については、公文書の写しの作成に要する費用（令和元年沖縄県告示第278号）の規定の例による。

附 則（令和3年4月1日理事長決裁）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。